

**第3次 加須市役所地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)改訂版**

令和3年3月策定

令和5年3月改訂

加 須 市

目 次

第1章 第3次計画策定の趣旨・目的	1
第2章 第3次計画の基本事項	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画期間	2
3 対象とする温室効果ガス	3
4 排出量の算定方法	3
5 計画の対象とする範囲	4
第3章 地球温暖化問題の概要	5
1 地球温暖化のメカニズム	5
2 温室効果ガスの種類と日本の排出実態	5
3 地方公共団体の役割	7
第4章 加須市役所の温室効果ガス排出量の現状と課題（平成25年度から令和3年度）	8
第5章 国の目標値と本市の温室効果ガス排出量の削減目標の設定について	9
第6章 温室効果ガス削減に向けた取組	11
1 排出を直接抑制するための取組（直接的取組）	11
2 排出の抑制に配慮した取組（間接的取組）	12
第7章 計画の推進・管理体制	14
1 推進体制	14
2 推進組織の役割	14
3 計画の公表等	14
○参考資料	資料1～2

第1章 第3次計画策定の趣旨・目的

地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保証の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）1.5℃特別報告書では、世界の平均気温は、産業革命前より既に約1℃上昇しており、このまま温暖化が進めば、早ければ、2030年に1.5℃上昇に達する可能性が高いとしています。また、気温が2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨などのリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされています。

2015年（平成27年）12月に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる2020年（令和2年）以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

この協定を受け、日本は、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比26.0%減」とする削減目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）に取り組んできました。さらに、国では2020年（令和2年）10月の国会所信表明において、2050年までに、温室効果ガスの排出をゼロにする「カーボンニュートラル脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、大きく動き出しています。

また、2021年（令和3年）4月の地球温暖化対策推進本部において、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度（令和12年度）に温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

これまで加須市役所は、事務事業における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態を把握し、それに基づき具体的な削減目標及び職員の温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、市の事務事業から発生する温室効果ガスの抑制を図ることを目的に、2011年（平成23年）3月に第1次計画として、2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までの4年間を計画期間とする「加須市役所地球温暖化防止実行計画」、2016年（平成28年）3月に第2次計画として、2015年度（平成27年度）から2020年度（令和2年度）までの6年間を計画期間とする「第2次加須市役所地球温暖化防止実行計画」、また2021年（令和3年）3月に第3次計画として、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を計画期間とする「第3次加須市役所地球温暖化防止実行計画」の策定を基に、省資源・省エネルギー等の環境に配慮した取組を全庁一丸となって取り組んでまいりました。その後、2021年（令和3年）10月には国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標の見直し等の改訂が閣議決定されています。

このため、国の地球温暖化対策計画に即して、引き続き、温室効果ガスの削減に取り組んでいくとともに、市民や事業者の環境に配慮した積極的な行動に結びつくよう、加須市役所自らが環境に配慮した率先行動を実践していくために、現計画に基づく取組の成果や環境の状況変化を踏まえ、第3次計画を改訂するものです。

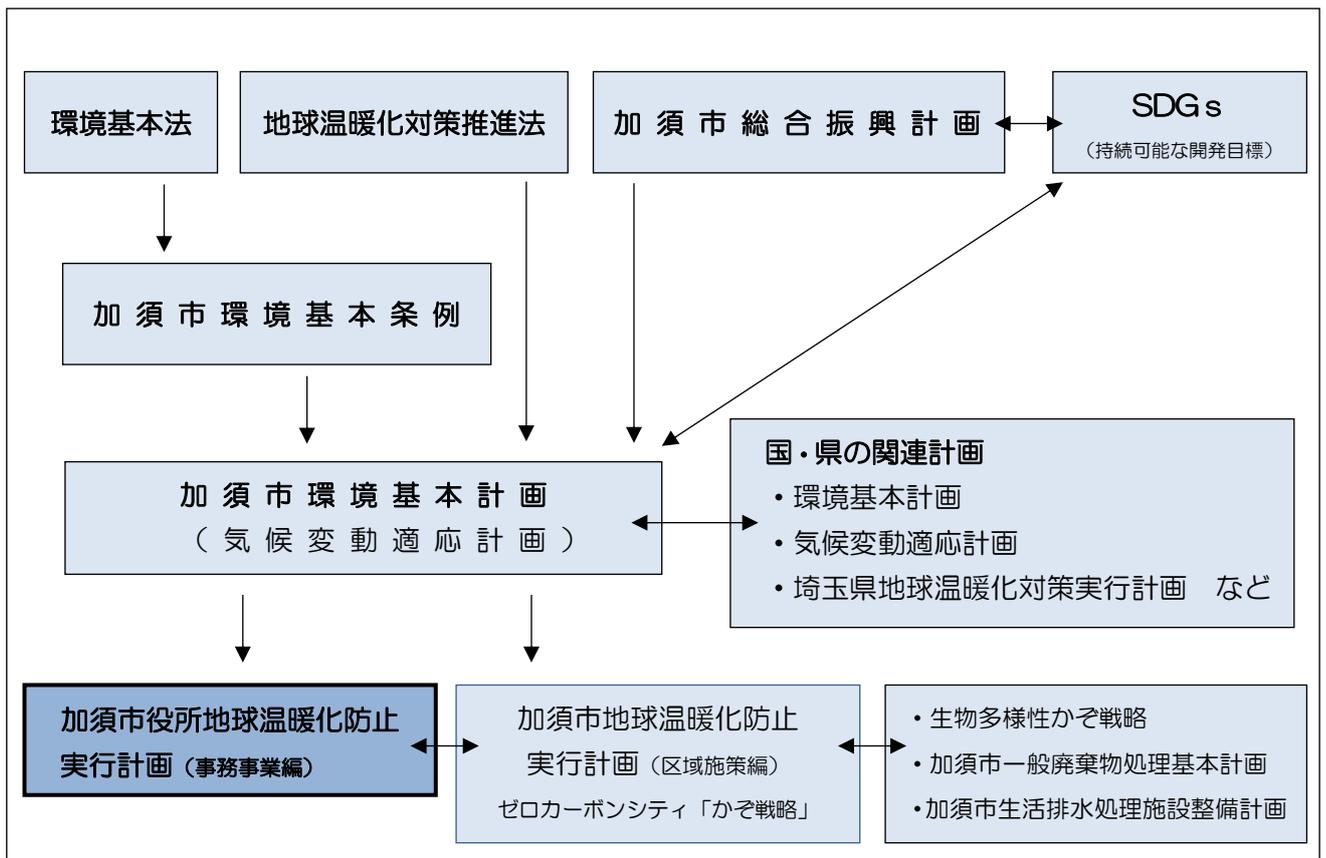
第2章 第3次計画の基本事項

1 計画の位置づけ

計画は、現行法令や計画体系の上で、次のとおり位置づけています。

①加須市環境基本計画における、環境の保全及び創造に関する個別計画

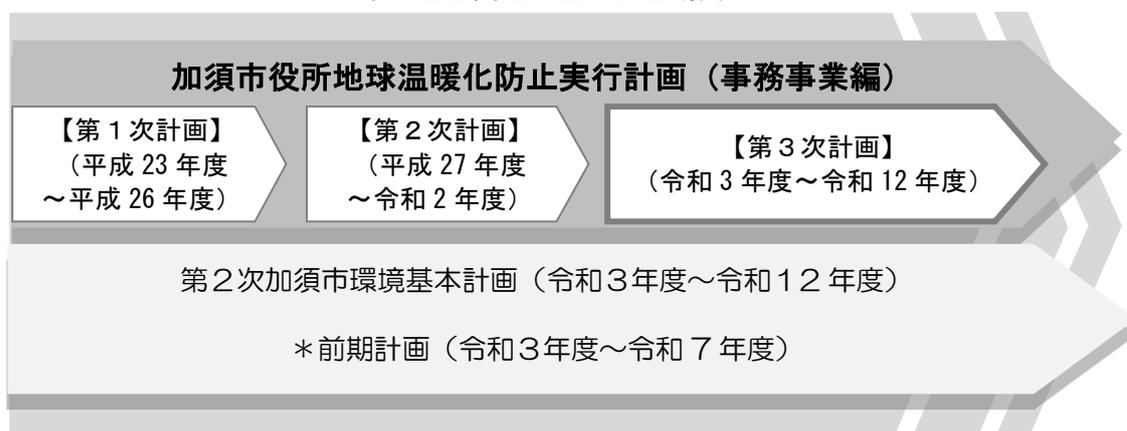
②地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づく「都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」



2 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

本計画と関連計画の計画期間



3 対象とする温室効果ガス

この計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条に規定された温室効果ガス7種類（6ページ参照）のうち、市の事務事業に関して発生することが想定されない種類を除く、以下の4種類を対象とします。

種 類	第3次計画における地球温暖化係数（施行令）	【参考】 第1次・第2次採用係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	1
メタン（CH ₄ ）	25	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	310
ハイドロフルオロカーボン類（HFC134a）	1,430	1,300

*地球温暖化係数：温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素を1として想的に表した指数で、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第4条に定められています。

4 排出量の算定方法

二酸化炭素換算排出量の算定に用いる排出係数及び地球温暖化係数については、次の方法により算定します。

(1) 電気、ガソリン等による二酸化炭素換算排出量の算定方法

種 別	排出係数	排出量の算定方法
電 気	変動係数	使用量(kwh) × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂
ガソリン	2.32	使用量(ℓ) × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂
灯 油	2.49	使用量(ℓ) × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂
軽 油	2.58	使用量(ℓ) × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂
A重油	2.71	使用量(ℓ) × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂
L P G	3.00	使用量(m ³) ÷ 気化率 0.458 m ³ /kg × 排出係数 = 排出量 kg- CO ₂

※電気に係る排出係数

事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定における電気排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項口の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数を使用します。

(2) メタン、一酸化二窒素による二酸化炭素換算排出量の算定方法

項目		メタン		一酸化二窒素	
		排出係数	排出量の算定方法	排出係数	排出量の算定方法
ガソリン	乗用車	0.000010	走行距離km × 排出係数 × 地球温暖化係数25 = 排出量kg- CO ₂	0.000029	走行距離km × 排出係数 × 地球温暖化係数298 = 排出量kg- CO ₂
	軽乗用車	0.000010		0.000022	
	普通貨物車	0.000035		0.000039	
	小型貨物車	0.000015		0.000026	
	軽貨物車	0.000011		0.000022	
	特殊用途車	0.000035		0.000035	
	バス	0.000035		0.000041	
軽油	乗用車	0.000002	0.000007		
	普通貨物車	0.000015	0.000014		
	小型貨物車	0.0000076	0.000009		
	特殊用途車	0.000013	0.000025		
	バス	0.000017	0.000025		

(排出量は少数点以下第5位四捨五入)

*ハイブリッド車は、当該ハイブリッド自動車の燃料（ガソリン、軽油）・用途（「普通・小型乗用車（定員10名以下）等」）に応じた自動車の種類ごとに応じて算定します。

*電気自動車は、走行形態上、メタン及び一酸化二窒素を排出しないため、算定対象外。

(3) ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)による二酸化炭素換算排出量の算定方法

排出量の算定方法
公用車使用台数 × 0.01kg × 地球温暖化係数 1,430 = 排出量 kg- CO ₂

5 計画の対象とする範囲

この計画の対象範囲は、加須市役所が行うすべての事務事業および加須市が所有するすべての施設（公用車等の付属物を含む）です。従って、市長部局、上水道、下水道、教育委員会等すべての組織が実施する事務事業を対象とします。

また、外部委託または指定管理者制度により管理運営する施設もすべて対象とします。

第3章 地球温暖化問題の概要

1 地球温暖化のメカニズム

太陽から地表に届いたエネルギーは、地表を暖めその熱は赤外線という形で大気中に放射されます。大気中の温室効果ガス（CO₂、CH₄ など）には、その赤外線を吸収する働きがあり、吸収された赤外線の持つ熱は、再び地表に向かって放射され、地表を暖めます。これが「温室効果」です。温室効果がない場合の地球の表面の温度は氷点下19℃と見積もられていますが、温室効果のために現在の世界の平均気温はおよそ14℃となっています。そして本来、この温室効果によって地球の気温は生物が生息しやすい気候となっていました。しかし、産業活動が活発になり、化石燃料の大量消費が行われ、その結果温室効果ガスの排出量が急激に増加し、大気中の温室効果ガス濃度は上昇しています。また、二酸化炭素の主な吸収源である森林の大量伐採も原因の一つとして考えられ、二酸化炭素の排出量の増加と吸収量の減少が相乗的に作用し、急激な温室効果ガスの増加を招き、気温が上昇するなど気候変動が懸念されています。これが地球温暖化です。



出典：気象庁

2 温室効果ガスの種類と日本の排出実態

人為的に発生する温室効果ガスとしては燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多くなっていますが、それ以外にも様々な発生源から排出されています。

「地球温暖化対策計画」が対象とする温室効果ガスは次の7種類のガスです。このうち、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策施行令第3条第1項に基づき、三フッ化窒素を除く6種類となっています。

温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数	概要	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出されます。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係しています。	
メタン (CH ₄)	25	水田や廃棄物の埋立て、家畜のゲップなどから排出されます。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質があります。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動などから排出されます。他の窒素酸化物のような害はなく、麻酔剤などに使用されています。	
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12～ 14,800	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されています。オゾン層を破壊しませんが、強力な温室効果があります。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390～ 17,340	主に半導体洗浄に使用されています。同じく強力な温室効果があります。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	主に電気絶縁ガスとして使用されています。同じく強力な温室効果があります。
	三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体製造分野でドライエッチング剤として使用されています。同じく強力な温室効果があります。

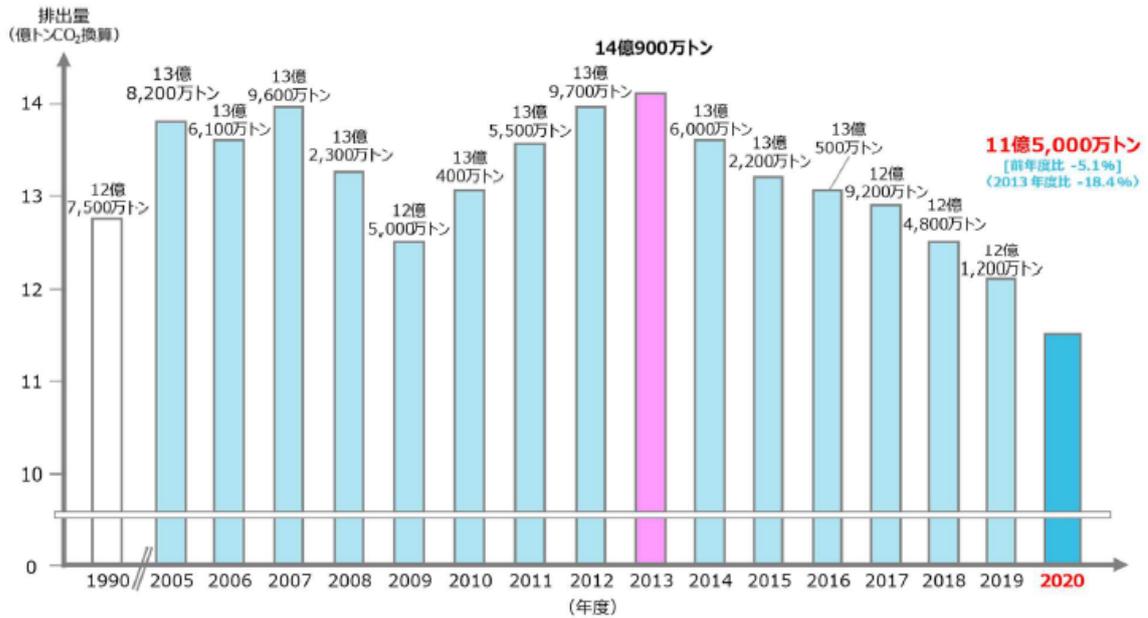
* 地球温暖化係数：温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素を1として想的に表した指標。地球温暖化対策推進法施行令第4条で温室効果ガスの物質ごとに規定されている。

日本の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算：各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ合算したものは、1990年（京都議定書の基準年）では12億7,600万tとなっています。

2020年度までの温室効果ガスの総排出量の推移は、次表のとおりです。

今後、我が国は、温室効果ガスの排出量を減少基調とさせ、継続的な排出削減を図っていかねばなりません。

温室効果ガスの排出量の推移



出典：環境省

- ・温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降7年連続で減少しており、排出量を算定している1990年度以降、前年度に続き最小を更新した。
- ・要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられる。
- ・一方、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴うハイドロフルオロカーボン類の排出量は年々増加している。

3 地方公共団体の役割

都道府県及び市町村は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、同条第8項及び同条第9項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、同条第10項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。エネルギー政策の見直しなどもあり、2050年を見据えた脱炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

第4章 加須市役所の温室効果ガス排出量の現状と課題(平成25年度から令和3年度)

【現状】

第3次計画では、2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間を計画期間とするとともに、基準年度を2009年度(平成21年度)から2013年度(平成25年度)に変更しました。各年度の二酸化炭素排出量と基準年度に対する削減率は下表のとおりです。

2014年度(平成26年度)以降、2020年度(令和2年度)までは対前年度比で削減を達成していましたが、2021年度(令和3年度)では増加に転じました。これは、二酸化炭素排出量の算定に用いる電気の排出係数が固定係数から変動係数に変更されたこと等が要因として考えられます。

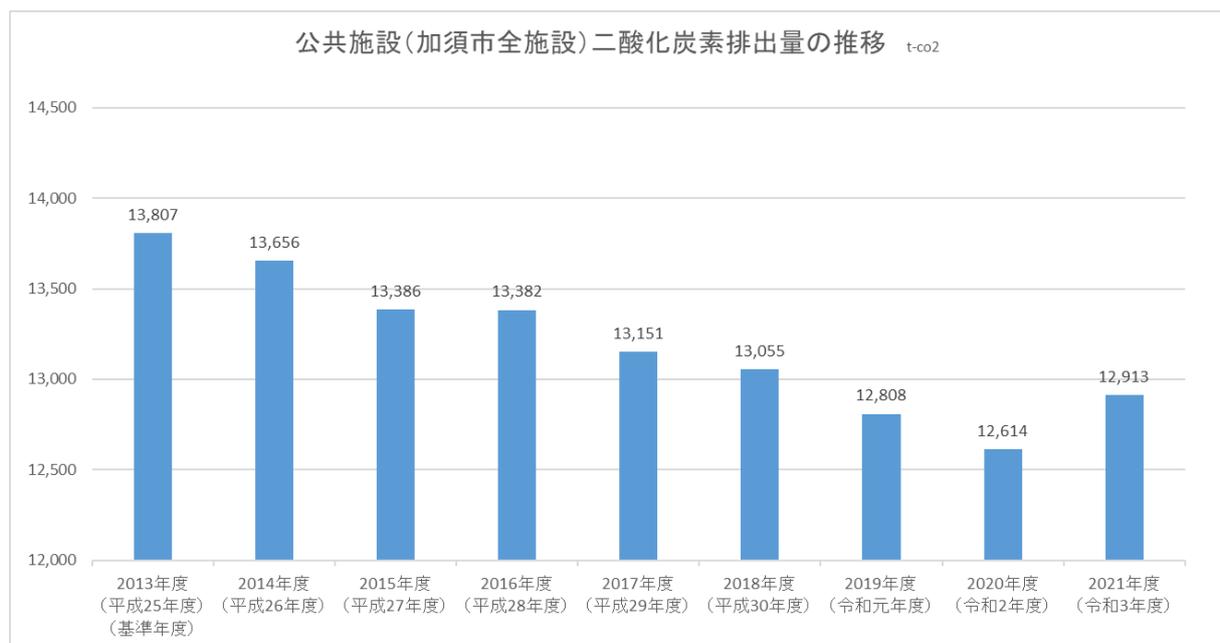
【課題】

2021年度(令和3年度)において電気の使用から排出される二酸化炭素量は、全体の約85%を占めています。このことから今後、削減目標を達成するためには、これまでの職員による電気使用量を削減する取組の他に、公共施設における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー型照明機器の導入、環境負荷の低い空調・機械設備の導入を積極的に進めていくことが課題となります。

■公共施設(加須市全施設)二酸化炭素換算排出量

単位:kg-co2

活動種別	2013年度 (平成25年度) (基準年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度) (目標年度)
電気の使用	11,418,145	11,278,693	11,046,042	11,079,228	10,870,033	10,830,725	10,779,359	10,697,731	10,984,490	5,594,891
灯油の使用	795,659	819,377	780,037	767,397	754,674	693,490	641,805	529,859	583,732	389,873
A重油の使用	1,104,054	1,079,236	1,091,263	1,045,112	1,054,332	1,079,230	985,356	1,051,751	1,013,811	540,986
液化石油ガス(LPG)の使用	167,728	163,275	176,053	175,365	173,452	152,752	130,605	109,849	98,747	82,187
公用車の走行	321,910	315,708	292,288	314,468	298,288	298,584	270,617	224,715	231,925	157,736
合計(実績値)	13,807,496	13,656,289	13,385,683	13,381,570	13,151,057	13,054,781	12,807,742	12,613,905	12,912,705	6,765,673
増減率(%) 対基準年度(H25)削減率	-	▲1.1	▲3.1	▲3.1	▲4.8	▲5.5	▲7.2	▲8.6	▲6.5	▲51.0
増減率(%) 対前年度削減率	-	▲1.1	▲2.0	▲0.03	▲1.7	▲0.7	▲1.9	▲1.5	2.4	-



第5章 国の目標値と本市の温室効果ガス排出量の削減目標の設定について

国では、2016年（平成28年）5月に地球温暖化対策計画に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%削減（地方公共団体などの「業務その他部門」は40%削減）とする削減目標が定められました。2021年（令和3年）3月に策定された「第3次加須市役所地球温暖化防止実行計画」では、国の削減目標に定められた「業務その他部門」の40%に沿って、市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減目標を、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で40%削減とする目標を設定しています。その後、2020年（令和2年）10月には、当時の菅内閣総理大臣が所信表明演説で「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、2021年（令和3年）4月には、2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

2021年（令和3年）10月には、国の「地球温暖化対策計画」の改訂が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標の見直しが行われました。このことを受け、市の事務事業における温室効果ガスの削減目標についても見直しを行いますが、2021年度（令和3年度）の対基準年度の二酸化炭素の削減率は▲6.5%となっており、2030年度（令和12年度）における削減目標の達成は困難な状況となっています。

国の目標：地球温暖化対策計画
2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比46%削減（※改訂前26%）
（地方公共団体などの「業務その他部門」は51%削減 ※改訂前40%）

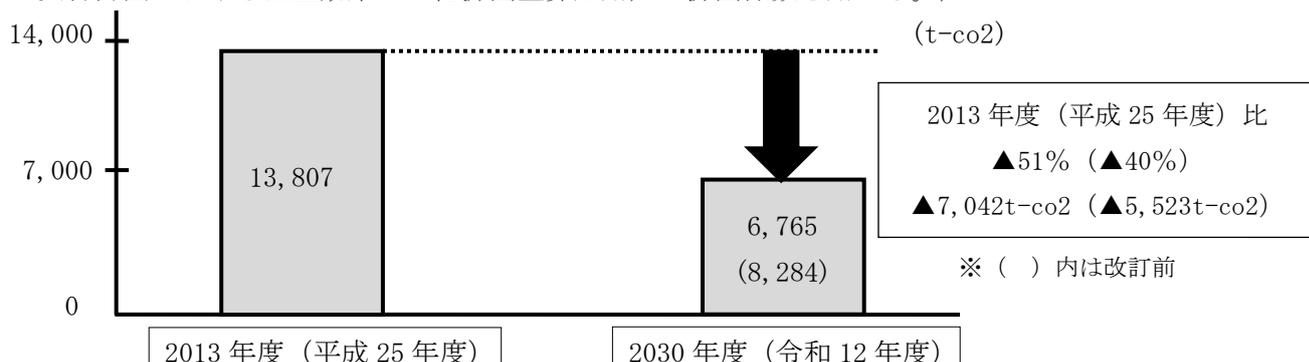
1 第1次・第2次計画からの変更点

- 1 二酸化炭素排出量を算定する際に用いる「電気の排出係数」については、固定係数（0.386）から変動係数（毎年環境省が公表する「電気事業者別排出係数」（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用））とする。
- 2 基準年度については、第1次・第2次計画ともに、2009年度（平成21年度）としてきたが、国に沿って2013年度（平成25年度）とする。
- 3 基準値についても、第1次・第2次計画ともに、2009年度（平成21年度）を採用してきたが、2013年度（平成25年度）を採用する。

2 削減目標

2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度：基準年度）に比べ、51%削減する。

（電気排出係数は、毎年環境省が公表する「電気事業者別排出係数」（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）の排出係数を用いる。）



3 目標値設定の比較

		第1次計画	第2次計画	第3次計画
1	計画期間	2011年度(平成23年度)～2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)～2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)
2	基準年度	2009年度(平成21年度)		2013年度(平成25年度)
3	排出係数	電気	0.386(固定係数)	変動係数
		ガソリン	2.32	2.32
		灯油	2.49	2.49
		軽油	2.58	2.58
		A重油	2.71	2.71
		LPG	3.00	3.00
		メタン	0.0000076～0.000035	0.0000076～0.000035
		一酸化二窒素	0.000007～0.000041	0.000007～0.000041
4	地球温暖化係数	二酸化炭素	1	1
		メタン	21	25
		一酸化二窒素	310	298
		ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	1,300	1,430
5	削減目標量	3% ※削減実績値：11.7%	15% ※削減実績値：17.1% 2019年度(令和元年度)実績	51% (改訂前40%)
6	策定	2011年(平成23年)3月31日	2016年(平成28年)3月31日	2021年(令和3年)3月 2023年(令和5年)1月改訂

4 項目別の目標(排出量 kg-co2)

項目	基準年度 2013年度 (平成25年度)	目標値 2030年度 (令和12年度) ()内は改訂前	削減率 ()内は改訂前
電気	11,418,145	5,594,891 (6,850,888)	51% (40%)
灯油	795,659	389,873 (477,395)	
A重油	1,104,054	540,986 (662,432)	
LPガス	167,728	82,187 (100,637)	
公用車	321,910	157,736 (193,146)	
合計	13,807,496	6,765,673 (8,284,498)	

*全体で一律51%の削減とする。国の「2050年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現」に向けた対策強化により、法制化・技術革新が予定されていることから、国等の動きを注視し、加須市役所での削減効果の高いものを取組むことで、2030年度(令和12年度)までに項目全体で51%削減を目指すものとする。

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組

加須市役所は自らが排出している温室効果ガスを削減し、目標の達成のために、様々な取り組みを率先して展開していくことが必要であり、温室効果ガスの排出量の現状を踏まえ、温室効果ガスの主な発生源である電気、燃料使用量の削減のための取り組みを重点的に推進していきます。

1 排出を直接抑制するための取組（直接的取組）

加須市役所の事務事業の実施に伴い、燃料の消費や電気製品・機器などの使用により発生している温室効果ガスの排出を削減するための具体的な取り組みは次のとおりです。

（1）加須市役所における 51%削減に向けて、特に排出削減に寄与する取組

① 再生可能エネルギーの導入 太陽光発電システムを導入し、エネルギーの創出に努める。
② 省エネルギー型照明機器の導入 公共施設の照明設備について、LED照明機器等に更新する。
③ 環境負荷の低い空調・機械設備の導入 公共施設の空調設備等のあらゆる設備について、エネルギー消費効率の高い設備・機器で環境負荷の低いものを導入する。
④ 低公害車の導入等 公用車を電気自動車などの低公害車へ切り替える。 車両の統廃合等による適正配置を図る。
⑤ 公共施設等の統廃合の推進 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の統廃合を推進する。

（2）排出項目ごとの取組事項

排出項目	取組事項
電気	①再生可能エネルギーの導入 太陽光発電システムを導入し、エネルギーの創出に努める。 ②省エネルギー型照明機器の導入 公共施設の照明設備について、LED照明機器等に更新する。 ③環境負荷の低い空調・機械設備の導入 公共施設の空調設備等のあらゆる設備について、エネルギー消費効率の高い設備・機器で環境負荷の低いものを導入する。
燃料	灯油 使用機器の適正管理に努める。
	A 重油 使用機器の適正管理に努める。
	LP ガス 貸し館施設においても、適正使用の徹底を図る。
燃料	公用車 低公害車の導入：公用車を電気自動車などの低公害車へ切り替える。

(3) すべての施設で取組むべき事項

項 目	内 容
電気使用量の削減	<p>①照明器具の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間は市民サービスに支障のない限り、不要箇所の照明を消灯する。 ・トイレや湯沸し室、更衣室、印刷室等の不使用時の消灯を徹底する。 ・退庁時の消灯を徹底する。 ・残業時は使用状況に応じて照明を部分消灯する。 <p>②OA機器等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、プリンターは、昼休み時間、帰宅時、外出時等長時間使用しない場合は、電源を切りコンセントからプラグを抜くか、エコタップを利用して、待機電力をカットする。 ・パソコンの画面は、業務に支障のない範囲で照度を下げて利用する。 ・ミスコピーを減らすとともに必要以上にプリンターで出力しない。 <p>③空調等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房機の使用を控え、使用する場合は室温を適切に調整する。(夏季28度、冬季20度) ・市民サービスに支障のない限り、冷暖房機は午後5時に停止する。 ・冷暖房機のフィルターを定期的に清掃する。 ・カーテンやブラインド、断熱フィルムを有効に使い、冷暖房効率を高める。 ・個人の扇風機及び暖房機の使用を禁止する。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日の「ノー残業デー」を励行する。 ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを実践する。 ・特別な場合を除き、職員のエレベーター使用は不可とする。 ・複数のエレベーターは、可能な範囲で1基のみの稼働とする。
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機器の適正管理に努める。 ・アイドリングストップを励行する。 ・エコドライブ(急発進、急加速、空ぶかしをしない)を徹底する。 ・車両に無駄な荷物は積まない。 ・近隣の移動時には公用自転車を利用する。 ・出張は、電車等の公共交通機関を利用する。 ・ノーカーデーの導入を検討する。(公用車の使用を控える。) ・運行開始前に車両を点検する。 ・タイヤの空気圧点検を定期的に行う。

2 排出の抑制に配慮した取組(間接的取組)

加須市役所の事務事業で使用する物品の製造から廃棄までの各過程において排出される温室効果ガスの削減につながる具体的な取り組みは次のとおりです。

項 目	内 容
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に基づき物品等を購入する。 ・資源やエネルギーの消費が少ない物品を購入する。 ・長期間の使用ができる物品を購入する。 ・再使用が可能な物品を購入する。 ・リサイクルが可能な物品を購入する。 ・再生部品や再使用された部品を多く利用している物品を購入する。 ・廃棄するとき処理や処分が容易な物品を購入する。 ・常時使用しない備品は、市役所全体で共有することに努める。

紙類の排出抑制・再利用・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェアを活用し、印刷を抑制する。 ・資料等は、重複資料の作成を避けるとともに適正部数を作成する。 ・両面コピーや両面印刷を徹底する。 ・使用済みコピー用紙の裏面を利用する。 ・使用済み用紙を適正に分別回収する。 ・使用済み封筒は、内部交換文書用封筒に再利用する。 ・シュレッダーの使用は個人情報に記載されている部分に限る。 ・紙資源をリサイクルする。
その他ごみの排出抑制・再利用・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別基準に基づき、分別を徹底する。 ・レジ袋や弁当容器など、プラスチックごみとなるものの購入を控える。 ・業務上の物品を購入する際は、過剰包装とならないように努める。 ・マイ箸を利用する。 ・ビン、カン、ペットボトル等の資源ごみをリサイクルする。 ・生ごみの堆肥化を検討する。
節水の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、食器洗い等の際は、こまめに水を止める。 ・お湯は必要量だけ沸かす。 ・水圧の調節や節水コマの設置等水道水の節約に有効な対策を講じる。 ・トイレの水を必要以上に流さない。 ・雨水の有効活用に努める。 ・学校等のプールについて効率的な運用に努める。 ・施設管理者は、水道使用量をチェックし、漏水の有無や節水が適切に行われているか点検する。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンカーテンの設置を推進する。 ・敷地内の緑化を推進する。 ・職場に観葉植物を置くなどの緑化を推進する。
環境配慮型建設工事の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル資材の利用を推進する。 ・建設廃棄物の少ない施行技術・施行方法を採用する。 ・リサイクル可能な建設副産物は、再利用化に努める。
エコ通勤の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車、公共交通機関による通勤を奨励する。 ・自転車通勤週間を設定する。（車通勤を控える。）

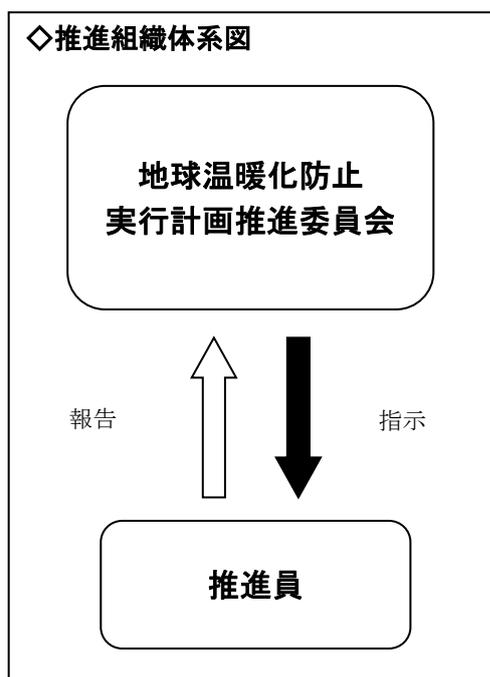
第7章 計画の推進・管理体制

1 推進体制

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、各職場、職員全員が「地球温暖化問題」に関する認識をより深め、主体的かつ積極的に計画に定めた取り組みを推進することが重要です。そのために庁内に設置する「加須市地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」が主導し、計画の進行管理を行います。

また、各課等单位で推進員を1名任命し、計画の推進及び点検表等（別途定める「取り組み点検表・記録表」）を使用した進捗状況のチェックを行います。その結果は、「推進委員会」に報告され、取り組み状況の検証を行い、計画の推進に活かしていきます。

2 推進組織の役割



(1) 地球温暖化防止実行計画推進委員会

推進委員会は、この計画の中心的役割を担います。

推進員から報告される点検表等を取りまとめ、進捗状況を把握するとともに必要な取組改善策を検討します。また、推進員への改善指示や全職員への周知を行います。

(2) 推進員

各課等に計画の推進を図るために、推進員を置きます。（推進員の選任は課長が行い、任期は原則として1年とし、再任は妨げない。）

推進員は、自課の職員に対し、この計画の遵守を促す役割を担うほか、点検表等を作成し、定期的に進捗状況を確認します。また、推進委員会からの指示により、取り組みの改善を図ります。

3 計画の公表等

本計画に基づく取り組みを効果的に進めていくためには、市役所内部での情報共有はもちろんのこと、市民や事業者等への情報の公開が重要です。そのため、次のような取り組みを展開していきます。

(1) 計画や実施状況の公表

本計画及び本計画に基づいて毎年度実施する点検・評価結果について「加須市の環境」、広報紙及び市のホームページ等を通じて広く公表していきます。

また、公表した内容等に対する市民等からの意見を踏まえ、次年度以降の取り組みに活かしていきます。

(2) 職員への情報提供等

職員の地球温暖化防止に関する理解を深め、全庁的な取組を進めていくため、地球温暖化の現状や、温室効果ガス排出状況など、地球温暖化に関する情報の周知・徹底を図ります。

また、職員は、実行計画や取り組み項目に対する提案等について、職員提案制度を利用して提案できるものとします。

資 料 編

- | | | |
|---|-------------------|------|
| 1 | 地球温暖化防止に向けた国内外の動向 | 資料－1 |
| 2 | 実行計画策定根拠法令 | 資料－2 |

資料 1

地球温暖化防止に向けた国内外の動向

1992（平成4）年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会において「気候変動枠組条約」を採択
1997（平成9）年	<ul style="list-style-type: none"> ・京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において先進諸国の温室効果ガス削減の数値目標を決めた「京都議定書」を採択 （削減目標：2008～2012年の第一約束期間において、6つの温室効果ガスを先進国全体で1990年レベルの5%削減、日本は6%削減）
1998（平成10）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
2002（平成14）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策推進大綱」を決定 ・「京都議定書」の批准 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 （国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務の明確化）
2005（平成17）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」の発効 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の完全施行 ・「京都議定書目標達成計画」を閣議決定 （環境と経済の両立、すべての主体の参加、ステップ・バイ・ステップによる対策の推進） ・地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」の開始
2006（平成18）年	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の開始（事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定し、PDCAサイクルに基づいた自主的な取組みを促進）
2007（平成19）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しい星50（Cool Earth 50）」の発表（日本が世界全体の排出量の半減を2050年までに実現することを全世界の共通目標とすることを提案）
2008（平成20）年	<ul style="list-style-type: none"> ・世界経済フォーラム（WEF）のダボス会議において、日本が世界の排出量を10～20年の間にピークアウトし、2050年には少なくとも半減するという「クールアース推進構想」を表明 ・G8 洞爺湖サミットにおいて、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減するとの目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有し、採択を求めることで合意 ・「京都議定書目標達成計画」を改定し、「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定（2050年までに現状から60～80%削減という目標を設定）
2009（平成21）年	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標として、2020年までに1990年比で25%削減を表明 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正（対象を地方公共団体やフランチャイズチェーンまで拡大）
2010（平成22）年	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止のための国民運動を「チーム・マイナス6%」から「チャレンジ25キャンペーン」へと変更
2011（平成23）年	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、福島第一原子力発電所事故 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特

	別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）」の制定
2012（平成24）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画閣議決定 ・再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度開始 ・「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」の制定 ・今後のエネルギー・環境政策について閣議決定
2013（平成25）年	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第二約束期間開始（我が国は不参加） ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書第1作業部会報告書公表 ・「当面の地球温暖化対策に関する方針」決定 ・「住宅・建築物の省エネルギー基準」「温対法」「省エネルギー法」の改正 ・原子力発電によるGHG削減効果を含めずに設定した現時点の削減目標（2020年度までに2005年度比▲3.8%）発表
2014（平成26）年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候サミットの開催（ニューヨーク） ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書統合報告書公表 ・「気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）」の開催（ペルー・リマ） ・我が国が京都議定書の目標（基準年比▲6%）を達成したことを発表（地球温暖化対策推進本部発表）
2015（平成27）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」の開催（フランス・パリ） ・「日本の約束草案」を決定（国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）へ） ・国連サミットで、SDGs「持続可能な開発目標」を採択
2016（平成28）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」を閣議決定
2017（平成29）年	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカが「パリ協定」離脱を表明
2018（平成30）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画を策定 ・「気候変動適応法」の制定
2019（令和元）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定 ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定
2020（令和2）年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・菅内閣総理大臣が所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言
2021（令和3）年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」の改訂を閣議決定 2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けた内容に改訂

○地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計

- 画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 1 0 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 1 1 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 1 2 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
 - 1 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
 - 1 4 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
 - 1 5 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
 - 1 6 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
 - 1 7 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

第3次 加須市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改訂版
令和5年3月発行

発行 加須市
編集 環境安全部 環境政策課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
電話：0480-62-1111（代表）
FAX：0480-62-1934
電子メール：kankyo@city.kazo.lg.jp